

市立大津市民病院バイタル連携システム導入業務 質問への回答

No.	質問内容	回答
1	仕様書（2）①厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6版」に対応したシステムであること。について、必ず対応しているシステムでなければ選定対象外になりますでしょうか。	当該システムは、バイタル情報の取得・連携を行う補助的なシステムであるため、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、システムの特性に応じた必要な安全管理措置が適切に講じられていることを想定している。 なお、セキュリティ等について審査基準としており、本ガイドラインの趣旨に沿った対応が望ましい。